

10月から児童手当制度が改正されました

■請求手続きが必要な方

- ①改正前の所得制限超過により児童手当（特例給付）を受給していない方 ②中学生以下の児童を養育しておらず高校生年代の児童を養育している方 ※請求手続きが必要な方へ 8 月下旬に通知しています。
③改正前の制度で支給要件児童に認定されていない高校生年代の児童と支給要件児童として認定されている中学生以下の児童を養育している方 ④多子加算の算定対象となる 18 歳年度末を経過後 22 歳年度末までの子がいる方
○請求者は父母等のうち所得が高い方になります。単身赴任等で請求者と児童が別居している方は、請求者の住民登録のある自治体へお問い合わせください。
○公務員の方は勤務先に請求してください。
※児童手当の申請期限は令和 7 年 3 月 31 日までとなります。申請期限以降に申請した場合は遡って支給されませんのでご注意ください。

項目	改正後	改正前
所得制限	所得制限なし	所得制限あり
支給対象児童	高校生年代まで 18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで	中学校修了まで 15 歳到達後最初の 3 月 31 日まで
手当月額	・ 3 歳未満 15,000 円 ・ 3 歳以上高校生年代まで 10,000 円 ・ 高校生年代まで第 3 子以降は 30,000 円	・ 3 歳未満 15,000 円 ・ 3 歳以上小学生まで 10,000 円（第 3 子以降は 15,000 円） ・ 中学生一律 10,000 円
多子加算	22 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで	18 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで
支払月	2 月・4 月・6 月・8 月・10 月・12 月（6 回）	2 月・6 月・10 月（3 回）

■問合せ 住民生活課住民年金係 ☎72-6908

「那須町定額タクシー」の実証運行を継続します

対象地域にお住まいの方のご自宅と指定目的地間のタクシー料金が定額になる「那須町定額タクシーサービス」の実証運行を令和 6 年 10 月以降も継続します。

■実証運行継続期間 令和 7 年 3 月 31 日(月)まで

■運行日 平日の午前 8 時～午後 5 時（乗車した時間が基準となります）※土・日曜日は運休します。

○指定目的地

黒田原駅	那須町役場	ゆめプラザ・那須
那須高等学校前	黒田原まちなか広場	那須町ゆうゆうセンター
那須町上下水道課	那須町スポーツセンター	那須町文化センター
余笹川ふれあい公園	りぼーる・たなか	田崎医院
塩田医院	立花医院	三田歯科医院
塚原歯科医院	桑歯科医院	ダイユー黒田原店
カワチ薬品黒田原店	スーパーせきマート	ファミリーマート 那須黒田原店
セブンイレブン 那須黒田原店	コメリハード&グリーン 那須店	足利銀行黒田原支店
大田原信用金庫黒田原支店	那須信用組合黒田原支店	特別養護老人ホーム なすの苑
那須野農業協同組合 那須支店	那須まちづくり広場	

○次の行政区に住民登録のある方は利用ができます

音羽町 1～4	吉ノ目	上下田
相生町 1～3	塩阿久津下	本町 1～3
旧黒田	幸町 1～3	新黒田住宅
黒田団地	新黒田	前原団地
法師畑	前原	上ノ原団地 3
立岩	ウイングヴィーナス	小羽入
上川	上ノ原	よささ
西田	新小羽入	吉田下
西大久保	下川	旗鉾
水塩大久保	松ノ倉	石住
前久保	茶臼	田中
秋山沢	塩阿久津上	東狸久保
柏	落合	後藤橋
高久	狸久保	漆塚上
小島 1・2	高久団地	羽原
大島 1	喜和田	針生
漆塚下	新田	白井
逃室 1～3	新逃室	中の川
松沼	弥次郎	大平



■利用料金 タクシー運賃に応じた 2 段階料金です。

・ 601 円以上、1200 円以下は 600 円 ・ 1201 円以上は 700 円

※料金は 1 台あたりの金額ですので、複数人で利用すれば一人当たりの負担も少なく済みます。

■利用できるタクシー会社 黒田原タクシー ☎72-0118

■利用登録 事前に利用登録（申請）が必要です。申請書は、ふるさと定住課にご提出ください。

利用登録完了後、利用に必要な「利用者カード」を送付します。

■利用方法 定額タクシーを利用する場合は、黒田原タクシーへ電話で事前予約をし、乗車時に「利用者カード」を提示します。

※乗車する方のうち、一人でも「利用者カード」をお持ちであれば、定額料金となります。

■問合せ ふるさと定住課 公共交通係 ☎72-6955